

第二十六回 参議院文教委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)午前十一時六分開会

委員の異動

三月十五日委員松澤靖介君及び小瀧彬君辞任につき、その補欠として藤原道子君及び左藤義詮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
野本 品吉君
矢嶋 三義君
常岡 一郎君

委員

川口爲之助君
左藤 義詮君
田中 茂徳君
林田 正治君
林屋亀次郎君
三浦 義男君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松永 忠二君
湯山 勇君
加賀山之雄君

國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君
郵政大臣 平井 太郎君

政府委員

文部大臣官房 天城 勳君
會計参事官
文部省大学 緒方 信一君
学術局長

文部省社会 福田 繁君
教育局長 楠本 正康君
厚生省公衆衛生 局環境衛生部長
事務局長 常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

文部大臣官房 斎藤 正君
総務参事官

本日の會議に付した案件
○教育文化及び學術に関する調査の件(テレビジョン教育放送に関する件)
○私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律案(内閣提出)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。

○委員(岡三郎君) 次に先刻開会いたしました委員長及び理事打合せの経過について報告いたします。

○委員(岡三郎君) 次先刻開会いたしました委員長及び理事打合せの経過について報告いたします。

○委員(岡三郎君) 次先刻開会いたしました委員長及び理事打合せの経過について報告いたします。

○委員(岡三郎君) 次先刻開会いたしました委員長及び理事打合せの経過について報告いたします。

次に、テレビジョン教育放送に関する件で教育放送尊重のための決議をしては、との提案がありました。これは大臣に賛成をした上で、あらためて御検討を願うということにいたしました。その後、私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律案について賛成を執行することといたします。本案についても、付帯決議について理事の間で御協議を願うことになっておりますが、質疑終了後に具体的にお考えいただくことになりました。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと思えます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと思えます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと思えます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと思えます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと思えます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと思えます。

教育放送につきましては相当の関心を持っており。それはどういふところかと申し上げます。まず學術、技芸、職業教育、こゝろよりなる面を中心とした教育的効果を目的としたおるものでございまして、大体この線に沿って教育放送というものが可能なれば一つ検討をいたしてみようという考えはござい。先般文部大臣にも質問したのでありますが、文部大臣はその必要性を非常に認められて、郵政大臣と御協議の上、善処されるという答弁があったわけであり。後ほど文部大臣の御見解も承りたいと思っておりますけれども、たゞいまの郵政大臣の「可能なれば」といふところが消極的な態度は私はいかがかと思つて、今さらこのテレビの聴覚視覚を通じての影響効果というものは、ちよちよと申し述べる必要がないと思つて、外国においても、英国あるいはカナダ、西独等におきましても、第一放送、第二放送という形で教育用テレビを活用されているわけで、わが国にも官民間を問わずその要望は非常に高いわけ。ところがあなただけの方から審議会に諮問された意味は、今あなたが可能ならばという御発言がありました。従つてこのままを進めて参りますといふと、教育の機会均等と地域差是正といふ原則を生かすために、都市から農山漁村全国津々浦々の国民に対して聴視させることは不可能にな

る懸念がきわめて濃厚だと思つて。従つてこの審議会の方では、この諮問案にある、場所によつては云々といふ、あなたの今可能なれば教育放送も考えたいといふこゝろの言葉は削除すべきだといふ強い意見が述べられたといふことが報じられて。そこで私はあなたに承りたいのであります。教育テレビといふものは都市よりも農山漁村です。地方の方がかえつて私は重要だと思つ。そのためには優秀なるVHFのような波を確保すること、それから教育放送で計画のなればならぬ。また定期放送にならなければこの青少年あるいは成人を相手とする教育放送といふのは成り立たないわけですから、だから全国を一貫したこの波を私は確保するのだから、教育放送の成果は上らないと思つて。具体的に言つて、たとえあなたの方から諮問しているこの案によつて、東京とかあるいは阪神、それから岡山、高松地域、関門、福岡地域、名古屋地域と、こゝろ地域だけにこの教育用のチャンネルを確保しても、私は商業放送では娯楽放送といふものが中心になりますから、それ以外の地域の国民といふものは聴視することはできないと思つ。従つて私はあなたに結論的に承りたい。教育テレビを重視するといふ立場から、全国を一貫して波を送ることのできるチャンネルを、優先的に私は確保する態度をとられてしかるべきじゃ

ないか。それが文化憲法を持つていないのが国の文化の放送行政として望ましいのではないかと、かように考えるわけです。どの程度教育用に割り当てられるお考えであり、またその必要のために努力されているのか、具体的に一つ所見を承わりたいと思います。

○國務大臣(平井太郎君) 御質問の趣旨はよくわかっておりますが、ただいま審議会に諮問いたしております。テレビジョンの十一チャンネルに対する計画は、大体あなたもよく内容をわかっていると思いますが、十一チャンネルを各地域に分布しまして、まあ全国にテレビの恩沢をこうむらしむるといのが今度の諮問の最大目的でございます。そこですら郵政省の方針といたしましては、各地域ごとに割り当てられる波でございますが、波を第一は優先的にNHKに、まあ公共性という大きな観点からみて差し当る。それからそれに続いて商業放送に一波並立させようというのが今回の大きな目的でございます。そこでこのNHK並びに商業放送の並立というものを以外に、多少波が余って個所がございます。その個所に対して、要すれば一つの教育的なねらいを盛った放送を考えてみたらどうかと思ふ、という事柄を今度の諮問へ出しておるわけでございます。また審議会は十分検討の途中でございます。その審議案の結論が出ておりません。かかる意味においてわれわれは答申案の内容をよくわかり、また御指摘のような教育放送のいき方についても、十分波さえ潤沢でございましたら大いに考慮しなければならぬと、かように考えるのであります。現在は何と言いましても波が非常に少い

のでございます。それが今回のわれわれといたしましては非常にむずかしい問題かと存じておるのでございます。○矢嶋三義君 質問時間も制約されておりますので、最後にお伺いしたいと思ひます。私は率直に伺ひますが、教育放送に私はスポンサーはつかない、またスポンサーがついてもそのひもつきでなく、ほんとうに中立、公正な教育放送ができるかどうかというところは疑問だと思ふのです。また教育の機会均等と地域差是正というものを考えなければならぬし、特に先ほど申し上げましたように農山漁村を考慮しなければならぬ。こういう点から私は率直に伺ひますが、やはり現在公共放送をやられており、またスタッフもそろっており、経験も豊かなNHKに第一放送網、第二放送網を建設することができるとはな波を割り当てることとが適当と私は考へております。

と、大臣その点について御努力願ひたいと思ふのでございますが、教育テレビを重視するといふ立場から、いろいろ考へ方に大臣が御同調いただけるかどうか。郵政大臣並びに文部大臣の答弁を求めて私の質問を終わります。○國務大臣(平井太郎君) 私といたしましては、ただいま即時に今回のチャンネル・プランの中からNHKに教育放送用として波を差し当てるというこの旨は明らかとしかねるのでございませぬ。その理由としましては、現在十一チャンネルを審議会に諮問中であるが、いづれこれの確たる答申案が出てくるかと思ひます。そうなりましたならばそのチャンネル・プランを中心として、広く一般の意見を聞き、最も公正な立場において、これ

ならば公共の福祉に役立つのであるという自信が持てる段階において私ははつきりとした態度を表明いたしたい、かように思つております。今こゝでまだチャンネル・プランができていない段階において、私ははつきりNHKに波をやるのだという事は少く私の言葉が行き過ぎになると思ふのであります。また今後の問題として十分検討しなければ、現在ある波ではどうしても、たとえこれをNHKに一波、二波渡してみても、先ほど御指摘のように教育は普通でなければならぬ。むしろ都会よりも地方を中心としなければならぬという場合をわれわれとしてもこの際十二分に検討して、いかにすれば地方へもこの波をやることのできるか、そういうことを勘案いたしますれば、現在の波の性格、また波の敷において非常に疑問があるものであります。また他の波を考へるといふような事柄にも相なると思ひますが、それは今日の段階としては私は言明できない段階にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 教育テレビジョンのことにつきましては前々から申し上げておることでございますが、私といたしましてはこのテレビジョンが教育上非常に効果のあるものと考へますので、何とかつばな教育テレビジョンの実現をみたいものと念願しております。その意味におきまして私は今回郵政省でいろいろ御検討中でございますが、できることならば、教育テレビジョンの専門の一つ局がほしい。同時に、またそのテレビジョンは全国津々浦々にやれるようなものであつてほしいといふことを念願いたしておる

わけでございますが、この問題につきましてははもろろん専門的、技術的な見地からいろいろ御検討になつていらっしゃると思ひますので、さようなわれわれの希望を郵政大臣に申し入れまして、御検討をお願いしておるわけでありませぬ。今どこに一体これをやらせるのがいいかというよりは、私としてこれこれ結論がましいことを申し上げる時期ではないと考へますので、その点は一つ郵政省におかれまして御検討をお願い、また各方面の論議もよく御調査をお願いして、適切な結論を得られるようにお願い申し上げたい、かようなつもりでおるわけでございます。

○湯山勇君 郵政大臣にお尋ねいたしたいと思ふのですが、大臣がこういう事業、その他内容については非常に御理解いただけておると思ひますが、教育放送の重要性といふことは申し上げるまでもないことと思ひます。そこで、私は非常に不満にたえないという点は、これだけの人口を持ち、これだけの国力を持った日本に対して、わずかに十一チャンネルしか割当がなかつたといふことは、いかにも残念なことではないかといふように考へますが、大臣はどうお考えでございますか。○國務大臣(平井太郎君) 私も十一チャンネルでは足りないという感じを深く持つております。しかし、現在日本VHF帯におきましては、現在でもまだこの十一チャンネルのうち、一チャンネル、二チャンネルは、アメリカさんがまだ持つておるのであります。それを今度いろいろ郵政当局と強く協議をいたしまして、向うの好意に

よつて、じゃあ考へてみよう、こういうので、その返還の時期等は、非常に国際的な問題もございませぬので、言明はしませんが、大体暗々裏のうちに、了解点にまで達しておるのでございます。そこで今回十一チャンネルを確保できたのでございませぬ。それで今後の見通しはどうかというところでございませぬ、私の感じとしては、もう大体この十一チャンネルでVHF帯はしまじやないかという感じを深くしております。そこで、この十一チャンネルを広く分布してやつた結果が、大体百程度の地区の割当しかできていないと思ふのであります。それにもいろいろ大小技術的な計画をやつておるので、おそらく三角地帯においては、中継用の用いかなさな局が過半数あるとわれわれは考へるの、独立局としての波の性格は持てない。その個所があるわけでございます。まあかかることを中心に考へまして、今回どうしても波の余裕が出てこないといふところに今回の悩みがあるわけでございます。そこで多少、一、二でも波の余裕のある場所においては一つの教育的効果をねらつて、その波を保留することができたらいいのではないかと、いふことをまあ諮問いたしておるような次第でございます。

○湯山勇君 大臣のお考えは大へんよくわかりました。そこで多少技術的な面になるかと思ひますけれども、お尋ね申し上げたいのは、もうこれだけのチャンネルしか永久にVHF帯からはとれないといふことになれば、このVHF帯をいかに活用するかという課題がやはり日本には大きな問題だと思ひます。そこで今回の割当を拝見いたし

まして、あるところではダブらして、多少の無理はあると思えますけれども、技術的にダブらしてチャンネルを一つとっておくというところも見受けられます。そういたしますと、もうこれだけしかないとするれば、これをどう広く使うかということの研究、それから今大臣がおっしゃった中継程度という話もございましたけれども、やはりこういう地形の複雑なところでは中継ということもありませんし、ブースターという同じ波が反射する装置、あるいは若干その周波数を変えるサテライトというような装置によってこれを小地域ですけれども波の及ばないところへ持って行くというところもやはり真剣に考えなくてはならないのではなからうかというように考えます。そこで、ただいま大臣がおっしゃったように、どれだけでも教育放送に確保するということができれば、それはやはりこういうことのできることでなければならぬかというように考えますが、この点大臣はどうお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(平井太郎君) 御指摘の点は非常にまあ技術的な面でございます。そこでブースター同等においてもいろいろ考慮の余地もあるのではないかと御質問でございますが、やはりブースター局につきましてもこれはやはりチャンネルの一つの環としての作業が要るのでございまして、なかなか困難でございます。まあ、かような観点に立って今後チャンネル・プランが答申を受ける場合において、一般観衆の意見を聞き、また学者の意見も聞きまして万全の処置を講じてこれ

の問題を解決いたしたいと、かように存じておるのでございます。○湯山勇君 次に御尋ねいたしたいのは、このアメリカの連邦通信委員会におきましてもこういう基本方針をとっております。教育効果を上げるためにぜひ教育放送が必要である。同時に、この教育専用チャンネルについては営利企業の介入と広告放送の実施を禁止する、こういう明確な基本線が打ち出されておりますが、これについて大臣はどのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(平井太郎君) いろいろその問題については郵政省内部においても今議論がございまして、また一般観衆の中でもいろいろ議論が出ております。そこで私といたしましては、教育放送の真の目的からいいますれば、なかなか商業放送等においてこれがペイするかしらぬか。すなわち商業放送というところ、教育放送ということにつきまして、非常にむずかしい問題がひそんでおると、かように私は存じます。教育放送は、たとえ、それが商業放送で実施する場合においてもこれは慈善事業でございせんから、やはり営利を目的としなければならぬ、しかし放送内容が教育全般にわたるといふことで無味乾燥だとスポンサーもつかない、こうなれば、自然に商業放送としての教育放送は成り立たないという一つの見方もございまして、しかしNHKにしたらばこれを教育放送としてやるという場合、NHKの精神はあまねく天下に放送をやらなければならぬ。そこで、東京なら東京一地域に對して教育放送をやるというよりな場合、地方は一体NHKは何をしてい

るか、機会均等の精神を没却していきやないかというよりな一つの問題も生まれて参ります。そこでいろいろ、今問題になっておるのは、商業放送としては場合によれば中央に一つ教育的放送を許してネットを組んで地方の地方へ流したらどうかという一つの案も出ておる。またNHKにおいてもいろいろ問題が複雑多岐にわたっております。そこで郵政大臣としてはせつかく国民の最も大切な波として現在郵政大臣の職権において預っておる事柄をすっきりと私は国民の福祉のためあとから後悔することなくつばな態度で善処していきたい、かように存じております。

○湯山勇君 最後に、ただいま郵政大臣が将来に悔いを残さないようにという御言明がありましたことは私は大へん力強く感じます。で、御経験のある大臣がそういうふうな言明されたことでございますから、その点は私は大へんうれしく思っておりますが、なおわれわれ文教委員の立場、あるいは教育の立場から申しますならば、将来に悔いを残さないというところ、ちよと対応する言葉が、教育は国家百年の計であるということがございまして、このチャンネルが大臣のおっしゃったように永久に変わらないというのであれば、今回大臣がこの教育放送の制当に對してとられた態度はこれは日本の教育テレビの未来永遠を支配する、こういうことにもなるかと思えます。それで私は割り当てられたチャンネルが、あるいは電波の型がこれだけであつてもやはり日本の科学技術というものはそれを克服する時代がや

り来ると思っています。先ほどおっしゃったようなブースターだとか、サテライト、こういうものについてはやはり諸外国と交渉もし、また国内の調整も行えば必ずしも今考えておるままの状態ではないかと考えられると思っております。平井大臣は実に教育のためにいろいろな仕事を残してくれたというようにさらに大臣の御善処をお願い申し上げます。これはお願いになりまして、これはお願いがあれは一つ伺つて、これで質問終了です。

○国務大臣(平井太郎君) 波がたくさんございまして、いろいろ私にも構想があるのでございまして。しかし私が申し上げた通り十一チャンネルを工夫いたして国民全般の福祉のためにということに相なりますれば非常に苦慮いたすものでございまして。かかる観点に立ちまして各角度から貴重な御意見を拝聴いたして、十分先ほど申し上げた通り悔いを千載に残さないつばな態度で一つ本問題を解決いたしたい。かように考へます。

○委員(岡三郎君) 非常に短かい時間でもまだ質疑も尽きないと思つて、郵政委員会との関連で、本日は教育テレビ関係についての質問はこれで終つていただきたいと思います。

○矢嶋三義君 局長に一つ。
○委員(岡三郎君) それではなお社会教育局長の方に質疑が矢嶋委員からあることとございまして、暫時続行いたします。

あなたの方だと思つて、国民はずいぶんそれぞれの立場で関心をもつてこれを見守つておられるわけですが、郵政省の方から審議会の方に諮問された一月二十四日付の案ですね、これらの案の作成段階において、あなた方は郵政省側と何らかの連絡協議をもたれたのかどうか。次にはその後において郵政省あるいは電波監理審議会等に対して文部省としてはいろいろ見解をもつておるといふような意思表明をし、要望、協議をされるというよりな点をやられたことがあるのかどうか、その点を私は承わりたいと思つて。

と申しますことは、当初郵政省が審議会に出された原案なるものは私は教育テレビを第二義的に考えておる、いわば軽く見ておる傾向が非常に強いと思つて、日本では学校教育と並んで特に社会教育の振興ということが強く叫ばれておるわけですが、あなたの方でよく道徳教育云々というよりな、社会教育振興と言われておるのですけれども、テレビ教育を放置され、無関心であつて、文部省の手で何の道徳教育、社会教育の振興をはかられるか、かように私は申し上げたい。従つて私は文部省として過去において、さらに現代においてとられておる態度というものを明確に一つお答えを願ひたい。

○政府委員(福田繁君) お答え申し上げます。もちろんおっしゃる通りに、テレビの教育上におきましますところのいろいろな効果というものは非常に重要なものがございますので、かねてから文部省といたしましてはテレビ放送の教育上に使用されます場合の実験等を行つておりましたことはあるいは御承知かも

○矢嶋三義君 長くはお伺いしませんが、同様に一言伺いたいと思つて、この教育用テレビは、文部省にはきわめて至大な関係があるし、所管局は

すところは、これは文部省設置法の改正をいたしまして、その中で規定するわけでありすけれども、これは私立大学研究設備に対する国の補助に關する法律に基いて文部大臣の諮問に應ずるといふことでございますので、今御審議願っておりますこの法律が前提になるわけでございます。従いまして私立大学研究設備審議会がその配分やあるいは交付に關しまして決定をしたりするその際に、文部大臣が前もって諮問をいたすわけでございすすけれども、その範囲はあくまでこの法律の第二条に規定いたしまする範囲に屬することでございます。

○松永忠二君 普通、設備審議会の方に設備についての補助というふうなことが大きく打ち出されていて、そうして法文の方に「基礎的研究に通常」というふうなワクをかけてあるわけなんです、われわれの考えでは、むしろ第二条には學術の研究に必要な、というふうなことであつて、審議会の審議の内容の中においてそういう問題が審議されていくというのが普通であるといふふうに考えるわけなんです。そういう点特に狭めて、第二条の中でことさら「基礎的」と、今お話によれば大学の學術の研究は基礎的なものが本来のものだ、そういうことであるならば、基礎的な、ということを入れないでもおのずから基礎的なことはわかり切つてゐる話だ。そういうことを考えてみたときに、ことさら「基礎的」といふ言葉を入れるか、あるいは「通常必要」といふ「通常」というふうなことに、審議会は方針をきめるときに、通常必要なものについて、といふことで、配分の方針等できめたら

よかりそのものなのに、あらかじめこの法案の中でそういう限定をしておくと理由、必要があるかないかという点についてどうお考えになるか。

○政府委員(緒方信一君) 法案の第二条で規定いたしまする範囲と申しますか、規定いたしますところは、補助の対象となりすところをなるべく明確にしておきたいといふことでかような規定をしておるわけでございすすけれども、それが前提となりまして、その第二条の補助を具体的にいたします場合に、それを文部大臣が諮問をする、諮問する機関として私立大学研究設備審議会というものを設置する、こういうこととございすすので、設備審議会の方の規定の内容といたしましては、かような規定の仕方をしておるわけでございすす。これはただいまも申し上げましたようにこの法案が前提と申して、第二条の補助を具体的にいたします場合、この設備審議会の審議をお願いするといふこととございすすから、第二条の方に具体的に書くべきではないかと思つた次第でございすす。それからもう一つ二条の方の内容でございすすけれども、先ほど申し上げましたように「通常必要」といふことを書きましたことは繰り返して申し上げますけれども、特定の研究、ただ大学によりましては特別な研究を大きく取り上げてやつていくといふことがございすす。これに對しまして別に科学研究費交付金等がございすすので、公立、私立ともこれを対象といたしまして、現に補助をいたしておりすすよりのな別の補助金もあるわけでございすす。ここにございすす研究施設の補助

金は、先ほど申し上げましたように大学が研究を進めていく上におきまして、まあ通常基礎的な設備として持つていなければならぬ設備について補助すると、かような趣旨を書いたものでございすす。

○松永忠二君 そのすると、學術の研究に必要な、といふことではどういふわけですか、そういうふうな文にしておいて、審議会が配分の方針を決定するときに、現在の予算をもつては、基礎的な通常なもの以外にはないといふところから、その基礎的な通常なものに對して、予算の補助をするといふふうなことでございすすの。

○政府委員(緒方信一君) 基礎的研究に對立すると申しますか、基礎的研究でない研究といふのはどういふものがあるかといふことを考えてみます場合に、あるいはこの前もつと申し上げました生産化する、あるいは工業化するといふような研究がございすす。この限界が非常にむずかしいといふこととございすす。しかし工業化、生産化のために相当大きな設備が必要だといふたような研究は、この中には含まないわけとございすす。繰り返して申し上げますが、大学が通常行なつて申し上げますが、大学が通常行なつて申し上げた基礎的な研究といふことに對しまして助成していくのがこの法律の趣旨でございすす。このことを第二条に表わしたわけでございすす。

○松永忠二君 で、第二条に學術の研究に必要な機械、器具、標本、図書といふようなもののワクをして、設備審議会の方で配分の方針として今お話した基礎的な通常的な、といふ限界に区切つていくといふ

やり方で、どういふわけでないのかと、その理由を一つ聞かせていたいただきたい。

○政府委員(緒方信一君) この助成の趣旨が今申したことにありますから、それはなるべく法律に忠実に書いて方がよいだろう、かような趣旨でございすす。それを運用いたします審議会の方ではその二条の趣旨に從つて運用していく、かようなことになつてお

○松永忠二君 今のお答えであります、むしろ私立大学の研究設備が非常に補助を与えていこうといふようなことであるならば、むしろ広い範囲で學術の研究に必要な、といふようなことで限定をして、予算の範囲内で徐々に基礎的な通常のものからワクを広げていくといふ方が、むしろ立案の積極的な意思がわかるように思つてお

りこの第二条に規定をいたしておくと考えたのであります。運用の方針といふことになつて、そういう立法趣旨として第二条にはつきり出しておくべきだといふ建前から、観点から、第二条はこういう条文に立案したわけでありすす。

○松永忠二君 そのすると、こゝろは、それは繰り返して申し上げる必要はございすすませんが、その趣旨で審議会はその範囲内におきまして運用をはかつていきたいといふのがこの審議会のやり方である、かような立て方をいたしてお

○政府委員(緒方信一君) 先ほど申し上げましたけれども、たとえばその基礎的な研究から応用研

究、それからさらに生産化といったような研究の過程がございます。その際、基礎的研究からその先に当ります生産化の中間的な研究に對しましては別に試験研究補助金というものがございまして、そういうものに対しましては私立学校も含めまして補助金の対象にして、その立法の趣旨から申しますと、法律で規定いたします補助金といたしましては、基礎的な研究に通常必要な研究設備を対象としてやっております。立て方をしているわけでありまして、そうでございますから、やはり第二条としましてはその趣旨を、法律の趣旨をはつきりと書いておく方がこれは忠実な規定の仕方である、かように考える次第であります。同じことを繰り返して申し上げているようでございますけれども、こちらの方はあくまで研究の基盤を養うと申しますか、そういうふうな趣旨でございます。それからこの芽が出まして特別な研究ということになりますと、その方は別の補助金でさらに補助していく、こういうふうな考え方をしているわけでありまして。

○松永忠二君　まあ私立大学、補助を受ける私立大学の意向なんかについては御承知と思つてあります。研究と同時に施設というものについても助成をしてもらいたいという気が相当あるのです。また学術の研究という広い範囲内において助成をしていただきたいという気持もまた強いわけなんです。そういうふうな意味で立案をするというところは一体どういふ点が工合が悪いのでございますか。

○政府委員(緒方信一君)　これはいろいろ繰り返してお答えになりますけれども、この法律といたしましては、その研究の最も基礎をつちかかっていく、そこをねらうとしていくわけなんです。そういう補助金を、この法律で、そういうものであるということをはつきり法律に書きまして、そして今後その観点から助成をやっていくというところでございまして、従いまして、その立法の趣旨から申しますと、こういう表わし方をした方が私どももいたしましては適切な表わし方であると考えておるわけでございます。

○松永忠二君　その点は意見が違つたところであるので、自分の意見というふうなことになるわけでありまして、もちろん基礎的な研究について、その基盤をつちかきたいというふうな気持はわかるわけでありまして、そういうことになれば、むしろそういうものも大事であるし、より一そう助成の拡大をはかつていこうということであるならば、法としては補助する範囲を拡大して、その範囲を審査の方で、現状の予算化の中からその配分の方針を基礎的なものに、通常のものにしていくというものが、大体私は普通の考え方だと思つておるわけなんです。で、とにかく私立大学における設備というものが非常に不十分であるということについて、それに対してその助成をいこうということである以上、初めから基礎的、通常というワケをつけていくというところではなくて、とにかく学術の研究、大学は基礎的な研究なんだというところであれば学術の研究に必要だと、通常必要だという通常というところについても、これは審査の方でもな

かなかむずかしい解釈になると私は思つておるわけなんです。こういうことは要するに審査の中で予算の通つていく現状の中でどういふ点に助成をしていくかというところで、今言つたような問題がおのずから出てくると思つておるわけなんです。むしろ文部省が考えている積極的な私立大学の設備に、この助成をしていくというのであれば、その設備に、一応学術研究に必要だということに相当する、その基本的な方針に基いて、それからその予算の範囲内で、そういうことを考えていくならば非常によくわかるわけなんです。私どもの意見としては、文部省が積極的に、とにかく私立大学の研究設備に助成をしていこうという意図があるならば、何もことさら第二条の中に、こういうワケをあらためて設定していく必要はない、むしろ法案としてはそういうものを抜かして、予算の取れる範囲内で徐々にそれを拡大するという意図をも含めてそういうことをやっていくのが至当だと思つておるわけなんです。何かわれわれが受ける印象というものは、非常に消極的であつて、熱意に乏しいという感じを非常に受けるわけなんです。私は決して予算を一度にふやして、そして広い範囲に総花的に金を配れということではなくて、しかし積極的な意図を見せながら、事實上審査会で予算の範囲内で方針をきめていくというならばわかるけれども、これでは初めからワケをかけていくという感じが起るわけなんです。今の説明でも、大学の学術的研究は基礎的なものだというお話なんであつて、それならば何も基礎的という言葉を入れる必要はないじゃないか、「通常必要

だ」という「通常」という非常にばく然たるものをここに持つてきていふといふことについては、これの解釈についてもなかなかむずかしい問題があるのじゃないか。そういうことはむしろ第三条の審査会の方で配分の方針として具体的にきめていくということの方が、立案の趣旨に合つていふことではないかというふうには私には考えるわけなんです。そういう点についてはどうなんですか。

○政府委員(緒方信一君)　私どもの考え方といたしましては、この法律のねらいといたしましては、なるべく明確に出しまして、そしてその点につきまして十分努力をいたしていくことが、この助成を促進する道であらうと考えるわけでありまして、それはこれ以外の面もございまして、学校自体におきまして十分努力をしていただく、この面につきましては國が努力をしていく、そこをはつきり規定いたしました。予算を伸ばすにしましても、そういう明確な目的のもとに進んでいって、助成を促進する上におきまして、むしろ効果がある、かように考えておる次第でございます。先ほど申し上げるように、その特別なものに対しましては、これはまた別の観点からその助成をしていく道もございまして、やはりこの法律といたしましては、特に大学の最も基礎的な研究の基礎となるところを十分固めていきたい、かような趣旨でございます。そういう趣旨で立案いたしました。繰り返して申し上げて恐縮でありますけれども、その趣旨で立案いたしましたことを申し上げる次第であります。

○松永忠二君　その点については少し意見が違つたので、いつまでも同じことを言つても工合が悪いわけですが、もう一つ、「通常必要」という「通常」というようなことはどういふことなんですか。ことさら「通常」というような言葉をここに入れてくる必要があるとお考えになつておられるのは、どういふ意味でそういうことを……。

○政府委員(緒方信一君)　今まで私御説明したところで、大体の私の趣旨は、「通常」の趣旨も申し上げたつもりでございますけれども、特別、特定の課題によつて、特定の研究課題をとらえて、特別な研究をしていく、こういうことになつて、大学が基礎的に進めるその研究に、それを行いますために通常必要である、こういう意味でございます。たとえ先ほど例にとりました、工業化の中間的なものとか、あるいは特定の課題を大きくまとめ上げるもの、そういうものも、大学の研究設備として、通常備えておかなければならぬところもございまして、そういう基礎的なものについて充実をはかつていく、こういう趣旨であります。

○松永忠二君　もう一つお尋ねするわけですが、審査会について、特にこの構成とか組織とか、まあ組織、権限等を法文の中に入れていないという、入れない理由というのか、そういうものについて一つお伺いしたい。

○政府委員(緒方信一君)　これは細部につきましては、文部省設置法の、これは二十七条でございますが、この第二項に、政令に委任いたしましたので、従いましてその文部省設置法第二

十七条第二項に基きまする政令でそれを規定したい所存でございます。

○湯山勇君 今の松永委員の質問と同じようなことをお尋ねいたしたいと思っておりますが、局長は、大学の研究というものは基礎的の通常のもの、というお話ですけれども、前回の委員会で、大学には研究、教育があつて、その両者は大分分離できるといふようなお話だつたというのです。大学の教育は、確かに基礎的であるし、通常のものであるといふことは言えると思ひますけれども、研究といふ以上は、たとへそのテーマが一般的なテーマであつたにしても、やはり新しい分野を開いていくといふところがなければ、私は大学の研究といふことにはならぬと思ひます、教育ならば別ですけれども、そうすると、今松永委員が御指摘になつたように、大学の教育ならば基礎的、通常といふことはあるにしても、研究といふ以上は、新分野の開拓といふことが重大ですから、そうなれば、こゝろに基礎的、あるいは通常といふようなことは、むしろ大学の研究においては言うべきでないといふことになつておられるので、局長はどうかお考えになりますか。

○政府委員(緒方信一君) まあこれも繰り返してはなはだ恐縮でございますが、大学は基礎的研究の通常準備をなす必要が、現状から申しますと、これも私立大学におきましてはなかなか設備が十分でないといふのが現状でございます。この法律の目的は、この面を充実をはかつていきたいといふことである

し、それを是正しますためには補助金を出していくことと申します。それで今湯山先生がおっしゃいましたように大学の研究の中には、これはまあ限界は非常にむずかしいのでございまして、基礎研究から応用研究、さらには工業化の中間、生産化の中間といふものも出てくると思ひますが、しかし通常のところはやはり大学の使命といふに伸ばしていただく方が、基礎研究を十分につまましては、特定なものを助成するほかの方法をとつていきたい、この法律の目的は、そこはあくまでその基礎的な部分につきまして、そこをいち早く充実をしていきたい、かような趣旨でございますので、特に第二条でかように規定してあるのであります。

○湯山勇君 ちょっと御答弁が混がらつておられるような気がいたしますのは、基礎研究と基礎的研究といふのは若干違ふと思ひます。物性物理ならば物性物理といふのは、確かに基礎研究です。それから京都の大学に設けられる試験の原子炉だつて基礎研究だと思ひます。そうすると、そういうものもこゝで対象になるかどうか、私はあれだつてやはり大学の研究としては、基礎的研究であつて、そしてそういうものを研究するとなれば、通常必要なりはやはり施設、設備だと思ひます。原子力の平和利用といふようなことを考えられるならば、それについてはそれがなければできないわけですから、これは基礎的な基礎研究であり、そしてかつ基礎的な通常の研究だといふように判断できると思ひますが、そういうふうな

考へ方からいいますと、この規定といふのはきつめてあつていまして、それから今局長自身がおっしゃつたように、非常に分けにくいといふようなことから、このことによつていろいろな將來運用上支障が起る懸念があると思ひます。たとへば顕微鏡のようなものが基礎的の通常のものだといふようなことにすれば、おそらく大学で生物をやつておるところで顕微鏡のないところといふのはありませんし、この辺は一体どういふふうにお考えになつておられるか。もう一べん伺いたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 私の御説明しました部分は通常必要の研究設備といふふうなことを特に申し上げたのでございまして、その基礎研究が、大学の基礎研究がどの範囲内かといふことは、たとへば今例をお出しになりました原子力の研究、原子力の研究といふことも、その研究分野としましては、これは基礎的研究といふことになると思ひます。しかしこの法律の助成の対象としておりますところは大学の基礎的研究に通常必要なることを目指しておるといふことはおわかり願ひます。いやないかと思ひます。

○湯山勇君 抽象的にはわかりませんが、局長のおっしゃるようにならうに言へば、それは大学の研究のものでなく、大学の教育のものといふふうにはいかとれません。具体的には、じゃどういふものをお考えになつておられるのでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) これは今後の運用は別といたしまして、従来この補助金は昭和二十八年からずっと運用して参つてきておりますが、従来の

対象になりましたものを申し上げますと、あるいは原子顕微鏡とか、あるいは冷凍高速遠心器、具体的に申し上げて恐縮でございますが、やりましたものを拾つてみますと、冷凍高速遠心器、チゼリウス電気泳動装置、これは蛋白質の分析装置だつてございまして、脳波測定装置、こゝろいふようなものが対象になつております。従いまして先ほど例にお出しになりましたような大学の通常の研究分野は広いわけでございますが、その部面に対しまして通常われわれとして必要であると思ひられるものはみんな入つていくと思ひます。

○湯山勇君 そういふふうな例をおあげになると、大体わかるので、けれども、たとへば原子顕微鏡、脳波測定器、私はこの二つしか存じませんが、これについて言ひますが、これが果して基礎的な、通常のものといふことが言えるかどうか、研究のための、そういうような概念に当てはまるかどうか、もしそれが当てはまるならば、実験用原子炉だつて当てはまるはずね。これはどうでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) 実験用原子炉に限定してのお尋ねでございますが、非常にお答えしにくいのであります。理論的には原子力の研究といふものは基礎的研究として大学の研究と認められると思ひます。しかもそれは通常必要、といふことが、そこまですべて範囲が及ぶかどうかといふことは、実際問題といたしまして、これは予算の範囲内のことでございますから、一つの大学に実験原子炉をこの補助金でやるという事は非常にむずかしいと思ひます。ただ理論的に申しますなら

ば、私はもう少し研究しなければなりません。これは入ると思ひます。

○湯山勇君 大体それはそれだけに、めまして、研究と教育の問題ですが、これは私はやはり疑問があると思ひます。昭和二十八年からの補助金を運営して来られた。今回の法律によつてお出しになるのですから、それはけつこうですけれども、それから前の理科教育振興法の場合は、私立学校法の五十九条でお出しになるといふので、それから、これもまたいふと思ひます。過去においてこの補助金をお出しになつた法的根拠はどこにあるのでござい

か。

○政府委員(緒方信一君) それは私立学校法の五十九条、これに根拠を置いております。

○湯山勇君 そこで疑問が起りますのは、局長の御答弁は研究に対する補助だ、こゝろいふ御答弁です。ところがしかも教育と研究とが分けられるといふことをおっしゃつたので、すけれども、五十九条には研究は対象になつておりません。明らかに五十九条で、国または地方公共団体が補助できるのは、教育の振興上必要があると認める場合、私立学校教育の助成のためと、はつきり教育となつておりました、研究といふことはこの対象にはなつていないのです。それだとすれば、教育と研究とは分けられるといふ先般からの局長の御答弁と、この法律の関係は、私は大へん妙なことになるといふふうにご感じますので、この点一つ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 御承知のよう

ま御審議を願っておりますこの中身の
問題でございますけれども、御承知の
ように、最近の科学研究方法が非常に
進んで参りました、非常に多額の経費
を要する研究設備等を必要とするこ
か、あるいはまた研究組織につきま
しても相当規模が大きくなるといつたよ
うなことで、何と申しますか、必要な
部分に重点的に予算をつけなければな
らぬ、こういう観点もございませう
で、従来の科学研究費の交付金に
しましても、ただいま申しましたよう
に増額をはかつて効率的につとめてい
きたいと思っております。しかしなが
らたまたま御指摘になりましたような
助成研究、あるいは従来奨励研究とい
いましたこの部分につきましては、来
年度の予算におきましては、この運用の
上におきまして、これを全部除外して
いくというふうには考えておりませ
ん。その主要なものにつきましては十
分これを取り上げまして、そしてこの
科学研究交付金の運用によりまして
やっております、その配分方法等につ
きましてはなおこれは審議会等がござ
いますので、学術会議等の意見も聞い
てやっております、かように考えてお
る次第であります。

○湯山勇君 局長の御答弁を承りま
して、半分ぐらい安心ができました
が、新聞の報ずるところによりま
と、三十一年度の予算の大体半額程度
これを振り向ける、つまり助成研究で
は約二千万円程度、それから奨励研究
では四千万円程度というふうな報道が
なされておりましたが、全体のワケが
大きくなったことから考え合せまし
て、これがそういふふうに少くなる
というふうなことは私どもも期

待しておるのですけれども、その点に
ついてはいかかでしょうか。少くとも
昨年程度は大体やるといふ御決意で
しうか、いかがでしょうか。
○政府委員(緒方信一君) これは先ほ
ども申し上げましたけれども、これは先
も研究費の交付金のやり方につきま
して、一面相当多額の経費を集中的に
使わなければならぬという事情もござ
いますので、その辺を勘案いたしまし
て、全体をきめたいと考えている次第
でございます。

それからお、たとえば助成研究で
ございませうけれども、これは大学のい
わば研究歴の若い助成研究、助手とい
つたような方が対象となつておつたわけ
でございますけれども、これらの人の
研究そのものが重要なものは、いわゆ
る各個研究の方に本来取り上げてい
ければよい、それらを勘案いたしまして
やつて参りますので、今おつしやいま
した分け方がずいぶん変わつて参りま
す。そこははつきりこれだけだと、従
来の助成研究のものはこれだけで打ち
切るといったような格好にはあるいは
相ならぬかと思つております。しかし従来の
助成研究、奨励研究という部分につ
きましては、若干それは減額もやむを得
ないと思つております。

○矢嶋三義君 関連して。その点はこの
のままで見過していくわけには参り
ません。この七千三百三十五万五千
円、この科学研究交付金の中で、従来の科学
研究助成金は出していくというならば
なぜこの予算費目を落したのですか。
また今のあなたの答弁では奨励研究
費、助成研究費が若干減額されること
はいしたくないという言葉を、私
は聞き捨てることのできないと思つた

ですが、ささやかな補助金であるけれ
ども、奨励研究費が小、中、高等学校
の教職員、民間の研究者、助成研究費
が大学の若い助手等の研究者にささや
かながら交付されて、そしてその結果
として、残された功績というものは全
くかくかくたるものがあると思つて。助成
研究費の場合三十一年度で三百七十
一人に平均二万六千円の補助になつて
おりますが、そのささやかな二万六千
円の補助というものが、非常に科学の
芽を育てたと思つて。むしろ七千万円も
総額がふえるならば、助成研究、奨励
研究というものをふやすべきだと思
つて。これが今の若い研究者の切なる要
望です。これは何でしよう、大蔵省の
予算編成方針として農林省、建設省等
で金額の少い補助金は皆切つていく
のじゃないですか。そうでなければ、
先ほどの答弁からもわかるように、助
成研究費、奨励研究費の重要性を認め
ておりながら、そういう費目を落し
て、しかも総額がふえたというのに補
助金は減らす、こういうことは出てこ
ない、納得できないのです。やるなら
はこの十二億余にわたる科学研究費交
付金の中から従来あるいはそれ以上に
やつてもらいたい。それが要望です。

これは国会にも聞かなければならぬ、御答
弁願ひます。
○政府委員(緒方信一君) 先ほど申し
上げましたように、各個研究といふの
がございまして、その運用でやつて
いきたいというのを先ほどから申し
上げておるわけでございます。そして
配分につきましては学術奨励審議会
の中に分科委員会という委員会がござ

いまして、それにも諮つてやっています
けれども、その意見も十分聞いてこ
れからもやっていますという趣旨で
ございまして。ただ私が先ほど申し上げ
ましたのは、助成研究、特別の若い助
成研究、教授というクラスの研究はこれ
は各個研究の対象になるものもこれは
あるわけでございます。従いまして
全体のワケが広がりましたから、その
運用でやつていきたいということを実
は申し上げておるわけでございます。し
て、今後の配分等につきましては、十
分に国会等にも聞いてやっています
と思つております。

○矢嶋三義君 もう一回聞きますが、
この予算がいかに配当されていく
かということに、若き研究者は目をさ
らのようにして見守つておるのです。
文部省の助成課長は従来の通りにやる
のだということを言明されたら報ぜら
れておるのですが、そういうふうな
のが、今のあなたの運用といふので下
るわけにはいかぬ、ということ、
これはあなたは大蔵省の言葉を受けて
答弁して思つておるのですが、重点的
に補助をするとか、集中的に助成する
必要があるからと云う。重点的とか、
集中的といふ言葉が出てきています。こ
れは大蔵省の主計官が言う言葉なん
です。これが出てくる間は奨励研究、助
成研究といふのは、中西助成課長が今
まで以上に交付するといふことを言明
されたらと云えられておるのですけれ
ども、これは安心できない。で、具体的
に奨励研究費に三十一年度八百万や
つておられます、助成研究費は三十一
年度、四千万やつておる、審議会に案を
出して審議してもらつておるのはい

たの方で案を出すわけでしょうか、どの
程度の案を出すわけですか。
○政府委員(緒方信一君) 私が重点
的、あるいは集中的と申しましたの
は、現在の、特に自然科学部門におき
ましては、現在の研究の傾向をいたし
まして、それぞれ多額の研究費を出し
てそこを伸ばす必要がございませう
で、そこを私申し上げたわけござい
ます。

それから科学研究費交付金の中に、
いろいろなさらば種類がございま
して、総合研究、あるいは機関研究、あ
るいは各個研究といつたような種類が
ございまして。それでまあ、たとえば総
合研究といふふうな、相当な研究グ
ループがありまして、そうして総合的
に研究を進めていくといふものに対
しましての助成であります、こういう
中にも今の若い人も入り得るわけ
であります。それからまた各個研究の対
象としまして、これは取り上げるわけ
でありまして、それらを全体勘案いた
しまして、審議会の意見を聞いてこれ
から配分していく、かようなことであ
りますので、今幾らということには私
は申し上げられません。

○湯山勇君 今、助成研究のことにつ
いては、各個研究の中で操作できる余
地がある。これは私もよくわかりま
す。ただし、それは私もおわかりと思
つて、助成研究を飛ばすという理由に
なりません。これはおわかりだと思
つて、多く申しせんけれども、
とにかく各個研究に入るからという
ので、助成研究をゼロにするという理
論は成り立たないと思つて。もしそれ
について御意見があれば伺いたいと思
つて、それがそれから奨励研究です

たの方で案を出すわけでしょうか、どの
程度の案を出すわけですか。
○政府委員(緒方信一君) 私が重点
的、あるいは集中的と申しましたの
は、現在の、特に自然科学部門におき
ましては、現在の研究の傾向をいたし
まして、それぞれ多額の研究費を出し
てそこを伸ばす必要がございませう
で、そこを私申し上げたわけござい
ます。

それから科学研究費交付金の中に、
いろいろなさらば種類がございま
して、総合研究、あるいは機関研究、あ
るいは各個研究といつたような種類が
ございまして。それでまあ、たとえば総
合研究といふふうな、相当な研究グ
ループがありまして、そうして総合的
に研究を進めていくといふものに対
しましての助成であります、こういう
中にも今の若い人も入り得るわけ
であります。それからまた各個研究の対
象としまして、これは取り上げるわけ
でありまして、それらを全体勘案いた
しまして、審議会の意見を聞いてこれ
から配分していく、かようなことであ
りますので、今幾らということには私
は申し上げられません。

○湯山勇君 今、助成研究のことにつ
いては、各個研究の中で操作できる余
地がある。これは私もよくわかりま
す。ただし、それは私もおわかりと思
つて、助成研究を飛ばすという理由に
なりません。これはおわかりだと思
つて、多く申しせんけれども、
とにかく各個研究に入るからという
ので、助成研究をゼロにするという理
論は成り立たないと思つて。もしそれ
について御意見があれば伺いたいと思
つて、それがそれから奨励研究です

いる関連事項もございまして、十分連絡をとってやっていくことは当然でございまして、特に科学技術審議会が設けられておりまして、そこに文部省も委員として出ておりまして、いろんな共通の問題につきましても十分に緊密な連絡をとっております。

○矢嶋三義君 ぜひその点は強く要望いたしておきます。この法案に基き予算の八千八百万円というのはいささやかでありませうけれども、この配分をいかにようにすべきか、昭和三十三年度の段階においていかようにすべきかという点を、国全体から総合的に考えてそれを配分すれば、ささやかでも効果があつてくるわけで、そのやり方いかんでは、同じ八千八百万円でも効果が非常に違ってくるわけですから、各行政機関はばらばらにならないようによく総合的に運用の妙を上げるよう特に要望しておきます。

次に承わりたい点は、さつき他の委員の、審議会の規定をこの法案の中に書かなかつたのはどういふわけかという質問に対して、政令にゆだねるのだと、こういうような答弁をされておられたのですが、その政令にはいかに規定をされるお考えであるか、ごく荒筋だけをお考えであるか、と思ひます。と申しますことは、最近立法事項からはずして政令で、やや立法精神と照らした場合に疑問のあるような政令も最近出るようですから、さような点だけを一つお聞かせおきたいと思ひます。

○政府委員(補方信一君) これは先ほどもお答えいたしましたように、文部省設置法の二十七条の第一項で文部省の諮問機関をたくさん規定いたしてお

ります。そしていずれもその内部組織等につきましては政令に規定を譲っております。そこでこの審議会の関係につきましても同様のことを考えておるわけでございますから、まあ今まだ……これは原案でございますけれども、その審議会の組織とか、それからその部会をこれは組織の一部でございませうけれども、専門部会を作るとか、あるいは議事の方法、あるいは庶務とかいったようなことにつきまして規定いたしたいと考えておるわけでございます。そのうちで特にこれは御質問にもございませうけれども、組織の中には私立大学の学長、もしくは教員、または私立大学を設置する学校法人の理事というふうな人から選任をする、あるいはまたそのほか学識経験者から選任する、こういうふうな規定を設けております。なおまた専門委員を作つて各専門分野につきましても専門的に検討してもらつたというふうなことも考えておる次第でございます。

○矢嶋三義君 文部大臣、その審議会委員を選任するに当つては学術会議から推薦を受けられるお考えはございませうか。私はそういう形が最も望ましいことだと思ひます。私直接聞き、または速記録を見たわけではないが、同僚諸君の話によると、あなたの方で任命されておる中央教育審議会の委員の一人の方が、衆議院の科学技術特別委員会に参考人として呼ばれて、そしてその席上でこういうことを述べた中央教育審議会委員があるというのですよ。日本の科学技術の進まないのは大学、たとえば東大あたりで数学が入学試験科目になつて、数学もやらないで大学に入学できる、それで科学技術

をやるのか、物理化学もやつていないで入学できるよになつておる。かようなことではとても科学技術の振興はできぬのだというふうなことを、参考人として中央教育審議会のあなたの任命された委員ですが、述べられた人があると聞いておるのですが、それが事実だとすると驚き入つたことだと思ひます。そこで私はこの委員の選任に当つて、学術会議の推薦を受けるような形が最も望ましいのではないかと、そういうことで、その点を承わります。それから後段に私が伺つた点ですね、事実かどうか一つ確かめていただきたい。事実だつたらそういう中央教育審議会委員はあなたの選任に果してこたえ得るかどうか、その点もお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) この審議会の委員の人選につきましては十分注意して参りたいと思ひますが、今学術会議の推薦に待つというふうなことは考えておりませんが、なおよく一つ研究してみたいと思ひます。科学技術特別委員会に中央教育審議会の委員が出てどういふことを言われましたか私全然承知いたしておりませぬ。

○委員長(岡三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(岡三郎君) 速記をつけ。

○湯山勇君 私はほかの委員会へ参りますので、時間がありませんからお尋ねしたいことを二、三点お尋ねして一括御答弁願ひたいと思ひます。その一つは、文部大臣は教育改革の構想を持っておられて、これを中教審の方へ諮問されるというふうな新聞報道がございまして、その中に科学技術教

育の振興ということが大きく取り上げられておりますが、この新聞に発表になりました内容をみますと、非常に賛意を表する面もありませんし、またかがやと思われるところもございまして、今回のこの私立大学に対する研究設備に対しての補助にいたしましたけれども、現在の教育制度全般が動いてくればまたこれも変更しなければならぬというふうなことも考えられますので、内容の詳しいことはまた別な機会にお尋ねするつもりでございます。原則的に大臣は現在の教育制度、まあ新聞の見出しではゆらぐ六三割と書いてありますけれども、現在の基本的な教育体系に対して再検討を加へになる意図をお持ちになつておられるのかどうなのか、これが第一点です。

それから第二点は、これはこの法律とも関係がございまして、現在の私立大学における理工系と文科系との比率、あるいは学生数の比率、こういうものに対してこれを文部大臣の権限をもつて変更せよということこれは不可能だと思ひますけれども、間接的な何らかの手段方法によつてそれを變えていきたいというお考えをお持ちになつておられるかどうか。お持ちになつておられるとすればどういふ方法をお考えになつておられるか、これが第二点でございます。

それから第三点は、直接この法律に結びついて参りますが、このようにして私立の大学に研究のための補助をお出しになるといふことは大へんけつこりなことだと思ひます。けれどもさういふ御指摘があつたと思ひますが、この額はきわめて僅少であつて、おそろく文部省が最初御要求になつたのはこ

れの数倍であつたと思ひます。またさうでなければならぬと思ひます。で、私どもが予算を伴う法律を国会に提出する場合には必ずそれに要する予算を明記しなければならぬというふうな厳重な拘束を受けておりますが、この法律の施行に伴つて、一体国がどれだけの予算措置が必要かというふうな点について、当然政府としては御検討になつておられるというふうな考えなければならぬと思ひますので、御質問があつたかと思ひますけれども、角度が若干違つて思ひますので、さういふ点についての御検討をなさつたかどうか。いすれにしても今日の一億にも足りないような予算では、とても私は大臣が御期待になつておるような成果は上らない。極端な言い方をすれば一けた違へても決して十分であるとは言へない。こう思つたのでございませうけれども、以上三点に対しての大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 新聞に出ておりました記事によつての御質問でございまして、私にはかようなことを新聞に話したことはございませぬ。中教審の願ふれがそろいましたので、だんだんと中教審に向かつて諮問するような段取りにもなつて参つておると思ひますけれども、今何をどういふ内容でもつてするかというところは省内におきまして検討中でございます。また別に確定いたしておるわけではございませぬ。それから何かやるといたしまして、私の考え方の基本として、現在の学制的基本的な体系を変更する意思があるかという御趣旨の御質問であつたかと思ひますが、さしあつてさういふ

考えはいたしておりません。いろいろ問題を検討していくうちにあるいは何とかしなければならぬということがあるかと思ひますけれども、今それを予定してどうということは考えておりません。

それから理工科系統と文科系統の比率の問題でございますが、ただいま私の考へておきますことは理工科系を充実したい、ふやしたいということを考へておるわけでございます。

それから私学の補助に關する問題、なかなか痛い御質問でございますが、今日私学に対するこの種の補助に關しては、ただいまの調査はまだでき上っておりません。科学振興をやりたいという念願のもとにさようなことについても調査を進めて参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 いただいたのに関連をして参りますが、統いて質疑をいたしたいと思ひます。それは三十二年度の予算要求をするに當つて、四億五千万円の大蔵省と折衝の結果八千八百万円になったわけですが、この四億五千万円という数字を出した資料というものは別にならぬわけですが、しかも四億五千万円という数字が、つかみ金が出た以上は大蔵省がもつた程度の助成をしていこうという何らかの基準を、私は大蔵省がもつた程度で出た数字だと思ひます。その点を私は承りたいたと思ひます。

○政府委員(精方信一君) 予算要求の最初の積算の基礎というものは、これは作つて参つたことは当然であります。ただ、ただいまのどの程度かという調査はなかなかむずかしい

問題でございます。研究設備は日進月歩の状況でございます。その基準というものをきめることはなかなかむずかしいです。しかしながら、一応私どもはなるべく急速に多額の予算を取つてやつていきたいと思ひます。

一応積算の基礎をいたしまして、一応三分の一くらいをまず対象としてやつていこう。そうして従来行なつて参りました経験から申しまして、一件当りの金額というものを従来の実績から出しまして、これは大体この前申し上げましたけれども、人文科学系の補助金として二十万、それから自然科学系としまして四十万、このくらいのもので一応考へまして、その学科学科の一応三分の一を対象となつて考へ、そうしてその一学科学科に對して五件ぐらいのもの考へるといふような積算をいたしまして出したいと思ひます。

○矢嶋三義君 理科教育振興法とか、産業教育振興法は御承知のように一定基準に達するまで云々とありますが、この前の質疑ではこの私大に對する補助は一定基準までとは考へていないのだと思ひます。その点は予算折衝の段階において、またこの法律案を閣議決定して提案する段階において大蔵省と十分お打ち合せ済みだと思ひますが、さうですね。それからまた今のような積み上げ方をした場合、何年間どのくらいな助成を私大にしたものかというごく大蔵省のおぼろげながらの数字というものが私大に出

ると思ひますがね。あなた方としては頭に描かれておられるのじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(精方信一君) これは義務教育、あるいは高等学校の設備と違ひまして大学の研究設備でございます。各大学いろいろその研究分野も、重点を置く分野も變つて参ります。それから研究態様もいろいろ變つてくると思ひます。それからまた現在の研究方法の進歩発達は先ほど申しましたように日進月歩でございます。それをどうまで充実したらいいかというところは非常に困難に思ひます。現在のところま

また補助金の中でもこの前指摘しましたように私立大学理科特別助成というものはまたこれは違つた機関でやるわけなんです。従つて私が主張してお

同いしたい点は、貸付金と補助金とこれは部門が違ひ、部門は違ひけれども、私学關係を何か一つの総合した機関で扱つていこうとした方が公平にいき、また能率的じゃないか、かように考へるわけです。英国のグラント・コミッテイ

というものは大体さういふ形になつていふことを聞いていられるので、アメリカでも大体さういふ形になつていられることを聞くので、これが、これからだんだんとわが国の私学助成といふものは進展していくだろうし、また進展させなければならぬと思ひますが、法を運用する場合にさういふ心がけが必要ではないか。かように考へるわけで、文部大臣の所見を伺

○國務大臣(兼尾弘吉君) 役所の事務の配分と申しますか、分け方の問題だと考へておられるのであります。御指摘のような点もあるかと私も思ひます。また別に理由があつて分けてい

○松永忠二君 大臣に一つお尋ねいたしますが、先ほど私が局長にいろいろお尋ねしたのであります。個々の私立大学の研究に對して積極的な助成をしていくことについては今後もお一その努力をしていかなければできないと思ひます。今、

局長からお話もあつたように、基礎的な通常のものに対しては一定の水準まで継続的に引き上げていくということについては、非常に抑えるというか、どの程度の予算の範囲が必要であるかというところは、なかなかつかめな

いふことも非常に困難だと思ひます。今新たにあつたわけですが、さういふようなことから考へてみても、私はやはり積極的な私立大学に對する研究助成といふような意味から言ふならば、この法律案の中に特に學術の基礎的通常

と研究といふものに対する、研究設備に對する助成といふ大きなワグで審議會に對してこれを助成していくといふようなワグづけをしていくといふような方向があつてもしかるべきじゃないか。あらかじめ立案の当初から一定の水準にわたらぬようなものに、さういふワグをつけておかないで、むしろワグを広げて意図を積極化していくといふことが必要じゃないか。先ほど申

した審議會の組織権限等については文部省設置法第二十七条の中できめるといふお話があつたわけでありまして、けれども、その中のたとへば理審法に對しても、その理審法の中に組織と

か、あるいは権限とかが明らかにされていくわけなんです。このいわゆる私立大学研究設備審議會の内容権限等については、法規の中に少しも明確にしていないといふようなことから考へて

みて、実に消極的であつて、私立大学研究設備に對する積極的な助成の意図といふものが非常に明らかでないといふような感じを持つわけでありまして、けれども、さういふ点について大臣はど

うも、さういふ点について大臣はど

うも、さういふ点について大臣はど

うも、さういふ点について大臣はど

うも、さういふ点について大臣はど

しておられますので、そのことではないかと思ひます。

なお、固定資産税の三百四十八条の、直接教育の用に供するところと、寄宿舎との関係でございませうが、これは文部省として、かなり数次にわたって折衝もしているところでございませうが、現在そういうふうな運用がされてないのは、私どもとしてはまことに遺憾に思ひます。今後とも努力して参りたいと思ひます。

それからなお個人の問題、これはまあ所得税という関係から、まあ法人税との損益計算の場合と違ひまして、これはおそらく税法の技術としていろいろ関連があると思ひます。今後とも研究をして参りたいと思ひます。

なおそのほか税の關係につきましては、現在でもいろいろの問題が起つておられます。そして、まあその非課税の範圍の拡大、あるいは非課税が課税になる問題の防止という点は日夜文部省としても税務当局とは交渉をしていくわけにございませうので、今後とも努力して参りたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○野本品吉君 これは大臣にお伺いしたいのですが、私立学校の、私立学校としての存在の意義とか、価値とかというものは、私学の独自性、自主性、これが買かれるところに私はあると思ひます。ほかの言葉で言へば、建学の精神がその学校に一貫し、充満するということであつて、早稲田に大隈侯のあの氣魄が残り、慶応に福沢先生のもののが残つて、そういうものが残り、あるのかしなうか、私学を設立いたしましたし

も、その間、あるいは社会経済の状況の変化によりまして、経営が非常に苦しくなつてくるという場合もございませう。あるいはまた事情によりましては、国としてぜひこの方面のことは伸ばさなくちゃならぬというふうな必要性を招来する場合もございませう。さういふときにはそれ相應の國から助成援助の手を伸べるのは適當じゃないか、かように突は考へておる次第でございませう。従つて御心配もありません。従つて御心配もありません。

○松永忠二君 関連して、今大臣と野本さんからお話のあつた点について私はやや見解を異にして聞かれました。たとえは私どもが話に聞いたところによると、イギリスあたりでは私立の大学へほとんど五割を國庫が支出をして居る。しかしその大学の運営とか、そういうものに對しては全然干渉するとか監督するといふようなことはやつておられない。一体大学の教育といふようなことが営利的に行われるわけはないのです。私学がいわゆる独自の教育を実現するといふような意味でその國家の行つていふか、國の行つていふべき教育の部面を私立大学が分担して

やつて居るといふようなことからして、國としても現在の經濟機構の中でやはり相當な助成といふかその責任を分担する必要があるといふ考へで助成といふものは、補助といふものではないといふべきだと私は思ふのです。要するに大學へ助成をすれば監督しなればできないといふような考へ方は、私は私立大學といふ大學は營利的なものだといふ考へ方の根拠に立つていれればさういふ議論も成り立つと私は思ふわけですが、またさういふことでなしに、國の行つていふべき教育の部面を、私学が分担していき、それに対して國家的な責任を果さなければいけないといふ意味で私学の助成とかいふものを行はれるとすれば、私はこれは當てにするとか何とかいふより、あるいは出したから監督をする必要があるとかいふより、なのではなくて、やはり私立の大學、私立學校といふものに対しては國がとにかく教育の一責任を分担してやらうといふ意味で補助を相當出して、出していつたからといふのでそれだから監督をする必要があるといふより、な考へ方ではないに、やつていくべき性質のものだといふふうに私は考へるのであります。さういふ点は全くどうも意見が違ひますので、私は別に御答弁をいただかなくても自分の臨んで居る場で、さういふ話が出たので私はさういふ考へを持てないといふことを申し述べただけであります。

○野本品吉君 もう一つ私立學校法によりまして、學校法人の収益事業といふものをお認めになつておるやうであります。この學校法人の収益事業といふのは、実情を聞きましてさう大したこともやつておらぬやうであり

ますが、今の実情がどんなふうになつておられますか、その点だけをお伺いたいと思ひます。それだけです。

○政府委員(補方信一君) 私立學校の収益事業でございませうけれども、たとえ出版あるいは印刷とか、學生の食堂、さういふふうな事業を行なつて居るのが主でございませう。

○委員長(岡三郎君) ちょっと私から大臣に伺ひますが、私立大學の主として監督といひますが、いろいろの面における指導といひますが、さういふものは管理局でやつて居るわけなんです。これを大學學術局系統に一本にするといふわけにいかぬでございませうか。

○國務大臣(兼尾弘吉君) この問題につきましては少し私どもにも検討させたいと思ひますので、よく調べまして不合理的な点は一つ是正したいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) それから今いろいろの言われて居る中において私立大學における生徒の収容人員ですね。これは非常に文科系統が多くて理科系統が少い。これは施設その他に對して私学としては非常に多額な費用がかかるという面も、相當多くの原因があると思ひますが、國としては現在要望されて居る点は、やはり理工科系の學生を、私立大學においてもしつかりした人たちらを多量に修了させ、さうしてそれを社會に出してもらいたいといふ、さういふ要請は非常に強いと思ひますが、さういふ面から言つていふと、先ほど各委員からも言われて居るやうに、これは非常に少額でこれではほんとうに問題にならぬといふ点はこれは文部大臣もさう思つて居ると私は考へて居りますが、やはり全体的な関連は考

えても固期的にある程度までこれを推
進してやる必要があるというふうな観
点にすべての人が立っていると思うの
で、そのためにはやはり資料といいま
すか、各大学におけるところのいろいろ
検討せられたものを取り寄せるなりし
て十分今後の立場において、研究設備
だけでなくして施設の面についても当
然検討されて、期待にこたえ得るよう
な補助というものをやる必要があるの
ではないかと思うのですが、これは大
臣同感だと思っておりますが、その根拠に
なるものを一つ、どこで作ってもら
か、つまりこれは管理局でやるか、大
学事務局でやるのか私はわからない
が、そういうものを担当者を含めて
一つ御検討をわすらわしたくないの
です、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(兼尾弘吉君) 先般来科学
技術の振興ということについて、私と
いたしましては何とか現在の状態を打
開いたしまして、もっと大きくやりた
いという考え方を申し上げているわけ
でございます。それをやるにつきます
も、国立、公立、私立を通じて現
状を明らかにいたしまして、それに基
て一体どういふふうにするかという結
論を得なくちゃならないと思ひます。
ただいまお話のごとき調査はもちろ
私といたしましてはやりたいと思ひ
おります。それをどこでやるかとい
うことにつきましては内部の問題でござ
います。散漫にならないようにいた
しまして周密的計画を立てるようによ
力して参りたいと思ひます。
○委員長(岡三郎君) それから、これ
は実行といふことになると思ひます
が、公立なり私立でこれ
から大学を作るといふ場合において、

現状においても文科系統の大学は相当
あると見ておられるわけですが、特に日本
においては大学が多過ぎるといふ論も
一方においてはあるわけですね。そうい
うことから考えるところ、やはり
国として理工科系統の学校といふもの
を積極的に推進するといふ観点で
か、そういうものがここにあって私
は思ひます、公立学校の場合にはまた別
になります、とにかく精神的な御検
討をわすらわしたい、その半面私大
を出た方で文科系統の人々は非常に就
職に困難を感じておられる。これは社
会の要望にこたえられない面もあるの
ではないかと私は思ひます。それは私学に
おいては定員といふものが果してど
だけ守られておるかといふことにつ
いては、これは全体的に見て不審を持
ておる。これはやはり私学の経営とい
うものがなかなかむずかしくて、われ
われはなかなか簡単には言ひ切れな
い問題もあると思ひますが、とにかく定員と
いふものをほとんど無視されておると
いふことがやはり一面において私立大
学の権威を失墜しているといふ面も私
はあるのじゃないかと思ひます。ですから、
そういうふうな点については、国の補助
とあわせて、何も監督するとか何とか
いふことよりもそういう点についての
自制といふものは、そういうふうな要
望といふものは私は当然なされるけれ
ばいかぬと思ひますが、この点はい
かがでしょうか。

○国務大臣(兼尾弘吉君) 御趣旨はま
ことにございともだと思ひます。仰せ
のような方向に向つて進んで参りたい
と思ひます。
○委員長(岡三郎君) それでは本日の
質疑はこれにて終りまして、次回に残

余の部分についてはお願ひしたいと思
います。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法
律案

一、市町村立学校職員給与負担法の
一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律
案

学校教育法の一部を改正する法
律案

学校教育法(昭和二十二年法律第
二十六号)の一部を次のように改正
する。

第二百二条の次に次の一条を加え
る。

第二百二条の二 第二十二條第一項又
は第三十九條第一項に規定する養
護学校における就学義務に關する
部分の規定が施行されるまでの間
は、これらの規定により精神薄
弱、身体不自由その他心身に故障
のある子女を小学校又は中学校に
就学させる義務を負ふ保護者がそ
の子女を養護学校の小学部又は中
学部に入學させているときは、そ
の保護者は、これらの規定による
義務を履行しているものとみな
す。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

市町村立学校職員給与負担法の一
部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の
一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭
和二十三年法律第三十五号)の一
部を次のように改正する。

第一条中「及び市立学校」を「、養
護学校及び養護学校」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

(経過規定)

2 この法律による市町村立学校職
員給与負担法の改正により市町村
立の養護学校の教職員が地方教育
行政の組織及び運営に關する法律
(昭和三十一年法律第六十二号)
第三十七條第一項に規定する員費
負担教職員となることに伴ひ必要
な経過措置に關しては、同法附則
第十七條、第十八條、第二十一條、
第二十二條及び第二十四條の規定
の例による。

(公立養護学校整備特別措置法の
一部改正)

3 公立養護学校整備特別措置法
(昭和三十一年法律第五十二号)
の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(市町村立学校教職員給与の都道
府県負担)

第四条 都道府県は、市町村立学校
職員給与負担法(昭和二十三年法
律第三十五号)の定めるところ
により、市町村立の養護学校の教

職員給料その他の給与を負担す
る。

第五条第一号中「中学部の」を
「中学部に係る市町村立学校職員
給与負担法第一条に掲げる」に改
める。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法(昭和二十四
年法律第一号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五條の五第二項中「公立
養護学校整備特別措置法第四條第
一項に規定する」を削る。

三月十四日本委員会に左の案件を付託
された。

一、建国記念日制定に關する請願
(第一一五五号)(第一二二七号)

第一一五五号 昭和三十三年三月一
日受理

建国記念日制定に關する請願
請願者 静岡市常磐町一ノ五
粟田吉蔵外百八十五名

紹介議員 木村篤太郎君

紀元節復活案を是非とも国会中に上
程審議せられたいとの請願。

第一二二七号 昭和三十三年三月五
日受理

建国記念日制定に關する請願
請願者 島根県八束郡美保町
雲津 石倉金次郎外百
四十三名

紹介議員 木村篤太郎君

紀元節(建国記念日)復活案にたいする
世論調査によれば国民の七八・三パー
セントが本案の存続を熱望している
ことであるから、是非とも紀元節を
復活せられたい。なお建国の日は従来通
り二月十一日とされたいとの請願。